



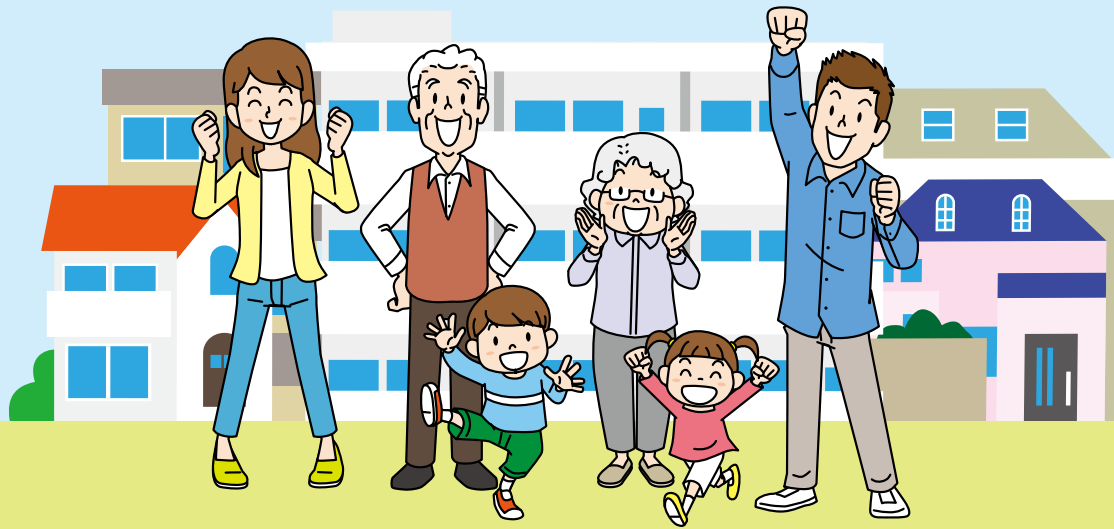
発行/相模原市 〒252-5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
編集/健康福祉局生活福祉部生活福祉課非課税世帯等給付金班
☎042-707-7196
ホームページ/ <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>
携帯端末用/ <https://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

非課税世帯等給付金特集号

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、市民税均等割非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

市民税非課税世帯等に 臨時特別給付金を 支給します

市民税均等割が課税されていない世帯と
新型コロナウイルス感染症の影響により
家計が急変した世帯を対象とします



支給対象

本市の住民基本台帳に記録されている人であって、次の(1)または(2)のいずれかに該当する世帯
※ただし、市民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみの世帯を除く。

(1)市民税非課税世帯(市から確認書を送付)

基準日(令和3年12月10日)において、本市に住民登録があり、同一の世帯に属する人全員が、令和3年度の市民税均等割が課税されていない世帯
※市の条例で定めるところにより、市民税均等割の課税を免除された世帯を含む。
※生活保護を利用している世帯を含む。確認書は送付されず、原則保護受給口座へ振り込みます(給付金は収入として認定しません)。

(2)家計急変世帯(郵送での申請が必要)

(1)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降家計が急変し、同一世帯に属する人全員が令和3年度の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

支給額

1世帯あたり10万円

※(1)と(2)の両方の受給はできません。受給は1世帯1回限りです。
※原則として、世帯主の口座への振込となります。



市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関するお問い合わせは、相模原市非課税世帯等給付金ナビダイヤルにて対応しています。疑問点などがある場合、お気軽にお問い合わせください。

相模原市非課税世帯等
給付金ナビダイヤル
(※ 無料通話ではありません)

☎0570-070-177

受付時間 8:30~17:30

(令和4年5月31日まで…土・日曜日、祝日を含む)
(令和4年6月1日以降…平日のみ)

IP電話をご利用の方は ☎042-752-7566
(平日のみ)

耳の不自由な方専用 ☎042-752-7568

市民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金について
詳しくはこちら▶



新型コロナウイルス感染症 オミクロン株による感染が激増!

市民のみなさまへ 日頃から、一人ひとりが実行可能な感染防止対策の徹底をお願いします。

7つの感染対策

- 1 手洗い(手指消毒)
- 2 マスクは常に正しく着用
- 3 食事、おやつ、歯磨きなど、マスクを外す場面では会話をしない
- 4 目や鼻など首から上を手で触らない
- 5 換気の徹底
- 6 友人などと集まりたいときはオンラインで行うなどの工夫を
- 7 体調不良時は仕事や学校を休む

感染症に関する心配や罹患後症状(後遺症)が疑われる場合など、不安なことがありましたら
市新型コロナウイルス感染症相談センター☎042-769-9237へ

市医師会からの大切なメッセージ

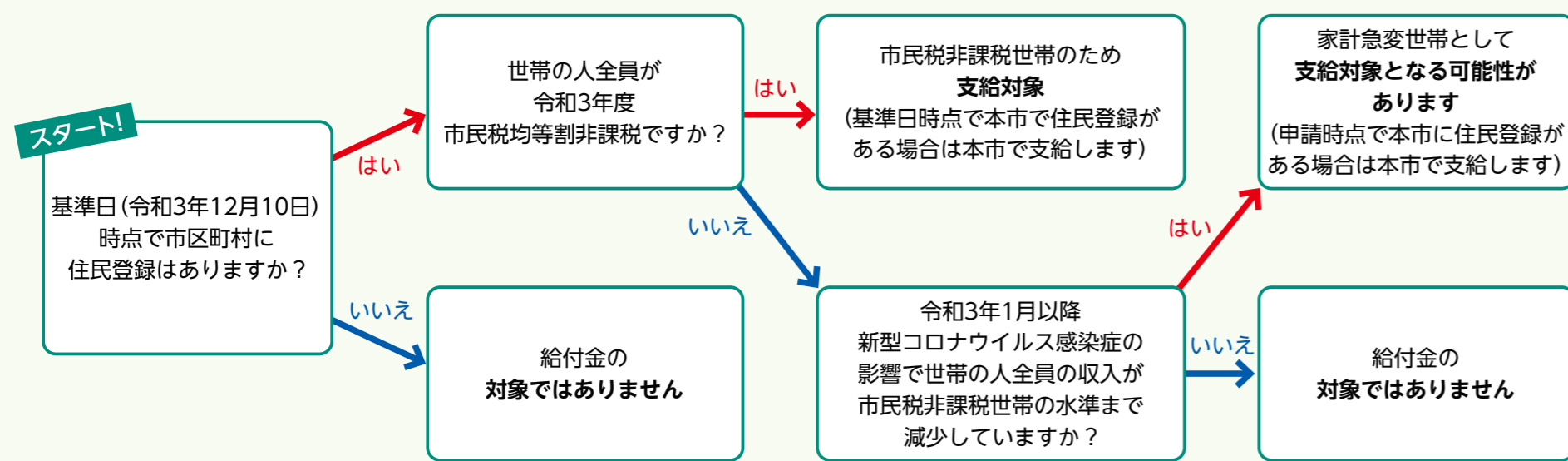
ウィズ・コロナ時代の健康管理と医療機関受診の心構え

- どのような症状があったら医療機関を受診するの?
- コロナの検査で陽性だったらどうしたらいいの?などを解説します。

詳しくは、市医師会ホームページをご覧ください▶
<https://www.sagamihara.kanagawa.med.or.jp/>



自分の世帯は対象なの？



※ただし、市民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみの世帯を除く。
 ※相模原市在住であって、DV等で避難されている人、ホームレスで住民登録がない人等は該当の可能性がありますので、市非課税世帯等給付金ナビダイヤルまでお問い合わせください。
 ※新型コロナウイルス感染症の影響とは、収入の減少と新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置との間に何らかの因果関係を有することをいいます。自己都合での退職、定年退職、離婚等による収入の減少は対象となりません。

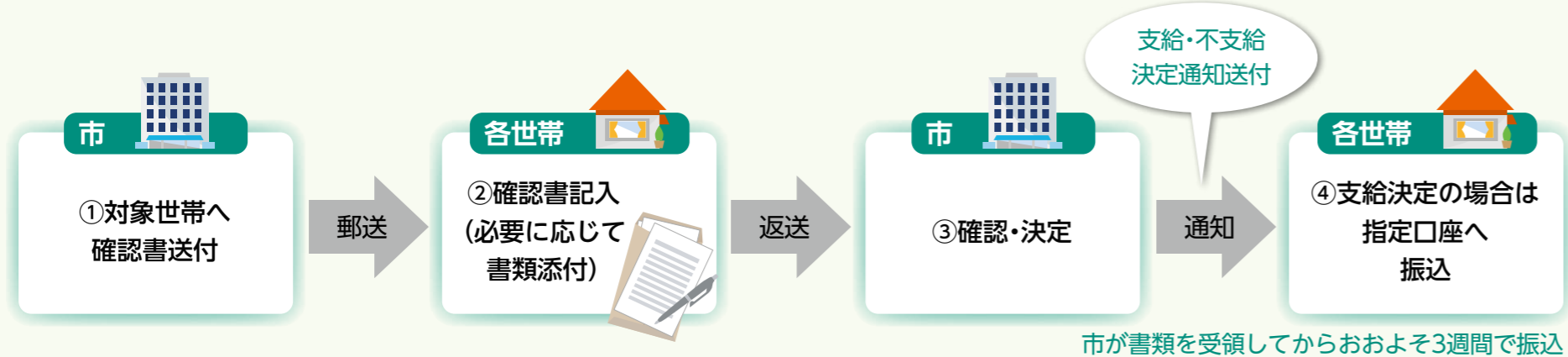
手続き方法(1)市民税非課税世帯

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受付窓口は開設しません。郵送での手続きとなります。

令和4年2月15日から順次、対象世帯の世帯主へ確認書を送付します。市から届いた確認書の内容を確認し、同封の返信用封筒に記入済みの確認書を入れて市へ返送(郵送)してください。

下記①～③の内容を確認し、返送(郵送)してください

- ①振込先の口座情報…令和2年度に特別定額給付金(1人あたり10万円)を本市が振り込んだ口座が印字されています(本市で受給しなかった世帯や世帯主名義以外の口座で受給した世帯等は空欄となっています)。
 - ②世帯の全員が、市民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと
 - ③世帯の中に、市民税が課税となる所得があるのに未申告である人がいないこと
- ※確認書の提出期限は、確認書が発出されてから3カ月となります(提出期限までに確認書の返送がない場合は、支給されません)。



返送(郵送)書類

- 令和2年度に特別定額給付金(1人あたり10万円)を本市で受給し、振込先の口座に変更がない場合
- 本市で特別定額給付金を受給しなかった場合
 - 特別定額給付金を世帯主の口座以外で受給した場合
 - 世帯主が変わった場合 など
- 確認書に、世帯主氏名、確認日、平日昼間に連絡のつく電話番号を記入の上、郵送で返送してください。
 ※追加で提出が必要な書類はありません。
- 確認書に、世帯主氏名、確認日、平日の昼間に連絡のつく電話番号とともに、振込希望口座記入欄に世帯主名義の口座を記入の上、郵送で返送してください。
 ※運転免許証等の本人確認書類の写し(コピー)、振込希望口座の通帳等の写し(コピー)を同封してください。

下記の世帯の方は、給付金の対象となる可能性がありますので、市非課税世帯等給付金ナビダイヤルへお問い合わせください

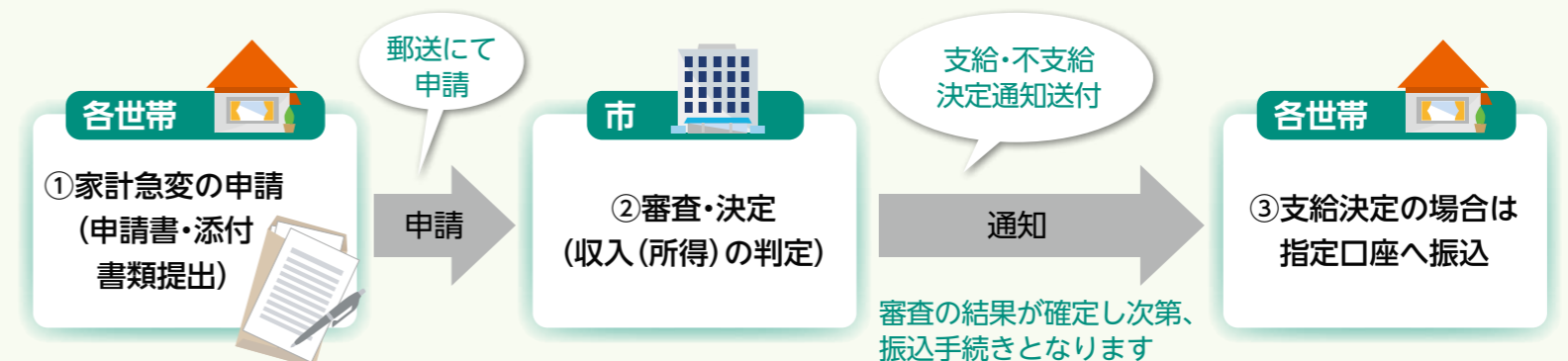
- 令和3年1月2日以降に本市に転入した人がいる世帯
- 修正申告により世帯全員が、市民税均等割非課税となった世帯

◆世帯主名義の口座以外(代理人名義の口座)に振込を希望する場合は、市非課税世帯等給付金ナビダイヤルへお問い合わせください。

手続き方法(2)家計急変世帯

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受付窓口は開設しません。郵送での手続きとなります。

令和4年2月15日から申請受付を開始しています。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、本市に住民登録のある人は郵送での申請が必要となります。申請書が市に到着後、審査を経て、給付の対象となる場合は令和4年3月から順次、給付金を指定の口座へ振り込みます。
 ※申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。
 ※申請期限は令和4年9月30日金消印有効です。
 ※新型コロナウイルス感染症の影響でないにもかかわらず意図的に給付金を申請することは不正行為に該当します。不正受給した者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に問われる可能性があります。



提出書類

- 市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(家計急変世帯用)
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)
 ※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)などのいずれか
- 振込希望口座を確認できる書類の写し(コピー)
 ※通帳、またはキャッシュカードの写し(コピー)等の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる書類をご用意ください。
- 申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)
 ※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、または住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- 令和3年1月1日以降、複数回、転居している方は「戸籍の附票の写し(コピー)」
- 「令和3年中の収入見込額」または令和3年1月から令和4年9月までの「任意の1カ月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)
 ※「令和3年中の収入見込額」…源泉徴収票、確定申告書等
 「任意の1カ月の収入」…給与明細等
 ※上記の「令和3年中の収入見込額」または「任意の1カ月の収入」を確認できる書類が添付できない場合…簡易な収入(所得)見込額の申立書

- ※申請書の入手方法
 ・ホームページからダウンロード
 ・各相談窓口(生活支援課窓口、生活困窮者自立支援相談窓口、社会福祉協議会貸付相談窓口等)
 ・市非課税世帯等給付金ナビダイヤルへ対象者である旨を申出
- ※ご不明な点がある場合は、市非課税世帯等給付金ナビダイヤルへお問い合わせください。

判定方法(家計急変世帯の場合) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少が対象です。

収入(所得)見込額の申立て

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した任意の1カ月(令和3年1月から令和4年9月まで)の収入または令和3年中の年間所得見込額を申告してください。収入の種類は、給与収入、事業収入または不動産収入、年金収入の4種類のみで判断します。
 ※遺族年金等の非課税の年金収入を除く。
 ※世帯の全員のそれぞれの収入(所得)の申立てが必要となります。

- ①令和3年1月以降の任意の1カ月の収入×12月(年収換算)
- ②令和3年中の収入見込額から控除額を差し引いた年間所得見込額

①または②のいずれかが、限度額(別表1)を下回る場合は支給対象となります。ただし、令和3年1月～12月の家計急変については、令和4年度の市民税均等割の課税決定以降の申請からは、当該課税決定の内容により審査します。

※任意の1カ月の収入では要件を満たさない場合、(令和3年中の)1年間の所得で判定することもできます。
 ※家計急変世帯の申請を希望する人でご不明な点がある場合は、市非課税世帯等給付金ナビダイヤルへお問い合わせください。

別表1：非課税相当収入(所得)限度額の目安

	非課税相当 給与収入限度額	非課税相当 所得限度額
単身または扶養親族なしの場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族を(計1人)扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族を(計2人)扶養している場合	205.9万円	136.0万円
配偶者・扶養親族を(計3人)扶養している場合	255.9万円	171.0万円
配偶者・扶養親族を(計4人)扶養している場合	305.9万円	206.0万円
配偶者・扶養親族を(計5人)扶養している場合	355.9万円	241.0万円
障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の場合 ※これを超える場合上記の被扶養者の人数に応じた金額を適用	204.3万円	135.0万円



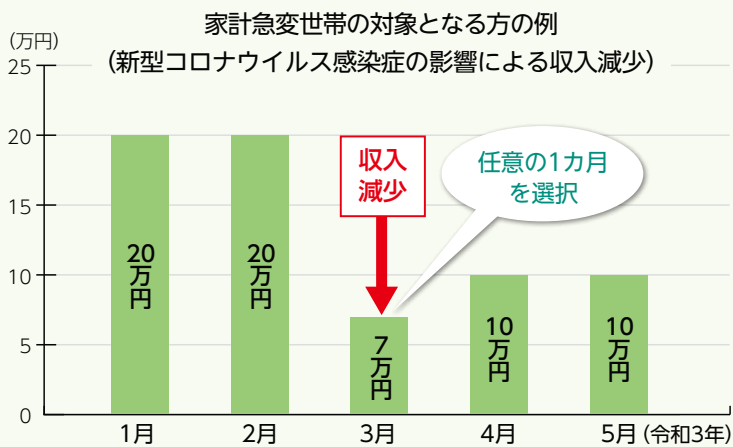
申請に係るQ & A

①市民税非課税世帯について

- Q** 基準日(令和3年12月10日)には他市区町村に住民登録がありました。どこから支給されますか。
- A** 基準日時点で住民登録があった市区町村が支給を行います。以前の住民登録地の市区町村へお問い合わせください。
- Q** 基準日(令和3年12月10日)当日に相模原市へ転入しましたが、転入の手続きは基準日以降にしました。どこから支給されますか。
- A** 転入の手続きが基準日より後であっても、基準日時点で本市に転入している人は本市から支給します。
- Q** いつの課税状況で判定しますか。
- A** 令和3年度(令和2年中)の市民税均等割課税状況で判定します。
- Q** 市民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみの世帯を除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている人の扶養親族ではない人が1人でも含まれていれば支給対象になりますか。
- A** 非課税世帯の中に課税されている人の扶養親族ではない人が1人でも含まれていれば支給対象となります。

②家計急変世帯について

- Q** 新型コロナウイルス感染症の影響はどのように証明すればよいですか。
- A** 申請書裏面の「誓約・同意事項」を確認していただき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを誓約・同意の上、申請書を提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響とは、収入の減少と新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置との間に何らかの因果関係を有することをいいます。
- Q** 任意の1カ月は、令和3年1月以降であれば、どの月を選定してもよいですか。
- A** 申請者の選定する任意の1カ月が令和3年1月から令和4年9月までの間であればどの月を選定しても構いません。



- Q** 家計急変世帯の収入要件は、世帯員ごとに判定するのですか。
- A** 世帯としての合計ではなく、世帯のそれぞれの人全員が、市民税非課税水準に相当する収入であることを確認して判定することになります。
- Q** 基準日(令和3年12月10日)の翌日以降に相模原市へ引っ越ししました。家計急変世帯の申請はどちらに申請すればよいですか。
- A** 申請時点で本市に住民登録があれば、本市へ申請してください。

③一般的な質問

- Q** どのような方法で受け取るのですか。
- A** 原則として、世帯主の口座への振込となります。
- Q** 外国人ですが、対象となりますか。
- A** 本市に住民登録がある人で給付金の要件に該当していれば支給対象となります。
- Q** 確認書・申請書の記入方法がわかりません。
- A** 市非課税世帯等給付金ナビダイヤルへお問い合わせください。確認書・申請書の記入方法を案内します。
- Q** 配偶者からのDV等を理由に避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、現在の住まいで受給できますか。
- A** DV等避難の場合は、配偶者の扶養に入っている場合でも、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入要件など)を満たせば、独立した生計を立てている世帯とみなし、支給対象となります。申請が必要となるため、市非課税世帯等給付金ナビダイヤルへお問い合わせください。
- Q** 給付金の対象者以外の方が代理で申請・受給することはできますか。
- A** 対象者本人による確認書の返送や申請書の提出が困難な場合は、代理人が行うことも可能です。対象者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から対象者の身の回りの世話をしている人等で市長が特に認める人による代理申請が認められています。代理申請には、対象者本人と代理人の関係を説明する書類(戸籍謄本、委任状、登記簿事項証明書(被保佐人または被補助人である場合は、代理権目録)の写し(コピー)など)を提出していただきます。
- Q** 基準日において給付対象者であった人が死亡した場合はどうなりますか。
- A** (1)確認書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合
 ①当該世帯主以外の世帯員がいる場合はその世帯員のうちから新たに世帯主になった人が申請し、給付を受けることができます。
 ②単身の場合は、世帯自体が無くなるため、給付を受けることができません。
 (2)確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合
 当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請等は郵送で!

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受付窓口は開設しません。



給付金手続き書類郵送先はこちら↓

(そのまま封筒に貼ってお使いいただけます)

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市健康福祉局生活福祉部生活福祉課
非課税世帯等給付金班 宛て

⚠️ 市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合はお住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

詐欺等に関する相談のお問い合わせ

警察相談専用電話 #9110

相模原市非課税世帯等給付金ナビダイヤル

(※ 無料通話ではありません)

☎0570-070-177

受付時間 8:30~17:30 (令和4年5月31日まで…土・日曜日、祝日を含む)
令和4年6月1日以降…平日のみ

IP電話をご利用の方は ☎042-752-7566 (平日のみ)

耳の不自由な方専用 ☎042-752-7568